

学生・保護者 各位

新型コロナウイルス感染症に伴う本学園の指針について

令和5年4月1日改変

学校法人臼井学園

新型コロナウイルス感染症の拡大防止、予防対策、学校環境整備について、以下のとおりとしますので、ご家庭におかれましても共通理解の上、ご対応願います。

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止、予防対策について

- (1) 家庭においても、日頃から健康状態の確認を行うようにしてください。
- (2) 発熱や咳、倦怠感の症状が見られる場合は、学校にその旨連絡の上、無理をせず、自宅で休養してください。
体温が37.5度以上の発熱が続く場合、もしくは強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)、嗅覚障害、味覚障害等の症状がある場合は、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関で適切な対応を取ってください。
- (3) 新型コロナウイルス感染症が疑われるもしくは罹患した場合は、速やかに学科または学園総務課に電話連絡をしたうえで指示に従ってください。

2. 学校環境整備等について

基本的な対策として、引き続き3密(密閉・密集・密接)が生じないように、下記の対応を行います。

- (1) 学生、教職員について、教育活動の実施に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とする。ただし、マスクの着用が推奨される場面(特定の実習、医療機関・福祉施設等の訪問等)においては、着用を推奨する場合がある。
- (2) 授業については、個人間の距離をできる限り確保し、効果的な換気を実施する。
- (3) 学生、教職員は、手洗い・咳エチケット等の励行に努める。

3. 学級閉鎖・臨時休業について

(1) 学級閉鎖

以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施します。

- ① 同一の学級において複数の学生の感染が判明した場合
- ② 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③ 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ④ その他、学園で必要と判断した場合
(ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く)
学級閉鎖の期間は、感染の把握状況、感染の拡大状況、学生等への影響を踏まえて判断する。

(2) 臨時休業

複数の学級が閉鎖するなど、学校内に感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防に係る出席停止(公欠)の取扱いについて

学校法人臼井学園

	対象事由	公欠期間等	提出書類等
①	ワクチン接種日と授業が重なった場合	接種当日	欠席届 接種した日がわかる書類のコピー
②	ワクチン接種後、発熱・倦怠感など体調不良で副反応が疑われる症状がある場合	接種日より 2 日後まで	欠席届 接種した日がわかる書類のコピー
③	学生本人が感染した（PCR検査で陽性となった）場合	厚生労働省が示した療養期間に準ずる	欠席届
④	感染者の濃厚接触者になった場合	厚生労働省が示した待機期間に準ずる	欠席届